

# ○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分	
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (164単位)
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (271単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (164単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき7単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき4単位を加算)
-------------	---

地域移行支援体制強化加算	(1日につき55単位を加算)
--------------	----------------

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)
ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)		

注				
利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算
×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合  
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合  
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合  
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

日中支援加算	(1日につき270単位を加算)
--------	-----------------

通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)
-----------	----------------

入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算	(1日につき76単位を加算)
-------------	----------------

長期帰宅時支援加算	(1日につき25単位を加算)
-----------	----------------

地域移行加算	(利用中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
----------------	-----------------

精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
-----------------	-----------------

食事提供体制加算(Ⅰ)	(1日につき48単位を加算)
-------------	----------------

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下	(1日につき448単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下	(1日につき269単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下	(1日につき168単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下	(1日につき122単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下	(1日につき96単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下	(1日につき79単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下	(1日につき67単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下	(1日につき58単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下	(1日につき52単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下	(1日につき46単位を加算)
	ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1) 夜間支援対象利用者3人以下	(1日につき149単位を加算)
		(2) 夜間支援対象利用者4人以上6人以下	(1日につき90単位を加算)
		(3) 夜間支援対象利用者7人以上9人以下	(1日につき56単位を加算)
		(4) 夜間支援対象利用者10人以上12人以下	(1日につき41単位を加算)
		(5) 夜間支援対象利用者13人以上15人以下	(1日につき32単位を加算)
		(6) 夜間支援対象利用者16人以上18人以下	(1日につき26単位を加算)
		(7) 夜間支援対象利用者19人以上21人以下	(1日につき22単位を加算)
		(8) 夜間支援対象利用者22人以上24人以下	(1日につき19単位を加算)
		(9) 夜間支援対象利用者25人以上27人以下	(1日につき17単位を加算)
		(10) 夜間支援対象利用者28人以上30人以下	(1日につき15単位を加算)
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)		

看護職員配置加算(Ⅱ)		(1日につき13単位を加算)
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×67/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×49/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×27/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位×8/1,000)
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×40/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×36/1,000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可  
注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可  
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

# ○就労移行支援サービス費

基本部分																																																																																	
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	<table border="1"> <tr> <td>(1) 定員20人以下</td> <td> <table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1128単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(950単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(820単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(690単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(557単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(507単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(468単位)</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(2) 定員21人以上40人以下</td> <td> <table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1035単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(863単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(725単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(631単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(506単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(448単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(414単位)</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(3) 定員41人以上60人以下</td> <td> <table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1003単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(838単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(693単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(596単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(497単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(428単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(395単位)</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(4) 定員61人以上80人以下</td> <td> <table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(948単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(797単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(646単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(544単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(476単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(400単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(369単位)</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>(5) 定員81人以上</td> <td> <table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(915単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(760単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(607単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(499単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(460単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(374単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(346単位)</td></tr> </table> </td> </tr> </table>	(1) 定員20人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1128単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(950単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(820単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(690単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(557単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(507単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(468単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1128単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(950単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(820単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(690単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(557単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(507単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(468単位)	(2) 定員21人以上40人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1035単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(863単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(725単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(631単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(506単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(448単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(414単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1035単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(863単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(725単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(631単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(506単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(448単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(414単位)	(3) 定員41人以上60人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1003単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(838単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(693単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(596単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(497単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(428単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(395単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1003単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(838単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(693単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(596単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(497単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(428単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(395単位)	(4) 定員61人以上80人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(948単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(797単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(646単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(544単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(476単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(400単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(369単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(948単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(797単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(646単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(544単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(476単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(400単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(369単位)	(5) 定員81人以上	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(915単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(760単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(607単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(499単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(460単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(374単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(346単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(915単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(760単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(607単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(499単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(460単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(374単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(346単位)
(1) 定員20人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1128単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(950単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(820単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(690単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(557単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(507単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(468単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1128単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(950単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(820単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(690単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(557単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(507単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(468単位)																																																																		
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1128単位)																																																																																
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(950単位)																																																																																
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(820単位)																																																																																
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(690単位)																																																																																
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(557単位)																																																																																
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(507単位)																																																																																
(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(468単位)																																																																																
(2) 定員21人以上40人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1035単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(863単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(725単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(631単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(506単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(448単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(414単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1035単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(863単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(725単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(631単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(506単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(448単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(414単位)																																																																		
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1035単位)																																																																																
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(863単位)																																																																																
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(725単位)																																																																																
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(631単位)																																																																																
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(506単位)																																																																																
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(448単位)																																																																																
(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(414単位)																																																																																
(3) 定員41人以上60人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(1003単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(838単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(693単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(596単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(497単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(428単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(395単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1003単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(838単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(693単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(596単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(497単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(428単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(395単位)																																																																		
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(1003単位)																																																																																
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(838単位)																																																																																
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(693単位)																																																																																
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(596単位)																																																																																
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(497単位)																																																																																
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(428単位)																																																																																
(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(395単位)																																																																																
(4) 定員61人以上80人以下	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(948単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(797単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(646単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(544単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(476単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(400単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(369単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(948単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(797単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(646単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(544単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(476単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(400単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(369単位)																																																																		
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(948単位)																																																																																
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(797単位)																																																																																
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(646単位)																																																																																
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(544単位)																																																																																
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(476単位)																																																																																
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(400単位)																																																																																
(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(369単位)																																																																																
(5) 定員81人以上	<table border="1"> <tr><td>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合</td><td>(915単位)</td></tr> <tr><td>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合</td><td>(760単位)</td></tr> <tr><td>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合</td><td>(607単位)</td></tr> <tr><td>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合</td><td>(499単位)</td></tr> <tr><td>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合</td><td>(460単位)</td></tr> <tr><td>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合</td><td>(374単位)</td></tr> <tr><td>(七) 就職後6月以上定着率が0の場合</td><td>(346単位)</td></tr> </table>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(915単位)	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(760単位)	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(607単位)	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(499単位)	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(460単位)	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(374単位)	(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(346単位)																																																																		
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合	(915単位)																																																																																
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合	(760単位)																																																																																
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合	(607単位)																																																																																
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合	(499単位)																																																																																
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合	(460単位)																																																																																
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合	(374単位)																																																																																
(七) 就職後6月以上定着率が0の場合	(346単位)																																																																																

注	注	注	注	注	注	
地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数を利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束廃止未実施減算
	又は	又は	又は			
	×965/1,000	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

就労支援関係研修修了加算 (1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)

訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度) (1回につき94単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人 (1日につき800単位を加算)
		(2) 利用者が2人 (1日につき500単位を加算)
		(3) 利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合  
 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合  
 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合  
 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)	(1日につき180単位を加算)
	ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)	(1日につき115単位を加算)

利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

食事提供体制加算 (1日につき30単位を加算)

移行準備支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)

注 同一敷地内の場合 ×70/100

障害福祉サービスの体験利用支援加	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)

注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位

通勤訓練加算 (1日につき800単位を加算)

在宅時生活支援サービス加算 (1日につき300単位を加算)

社会生活支援特別加算 (1日につき480単位を加算)

支援計画会議実施加算 (1回につき583単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×64/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×47/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×26/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可  
 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1,000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計  
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可  
 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×17/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×15/1,000)

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

# ○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分		注		注		注		注	
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画書が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	身体拘束禁止未実施減算	
ロ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1) 定員20人以下 (一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (738単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (625単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (535単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (450単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (363単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (330単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (305単位) (2) 定員21人以上40人以下 (一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (679単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (568単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (477単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (415単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (333単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (295単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (273単位) (3) 定員41人以上60人以下 (一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (645単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (541単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (448単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (384単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (320単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (277単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (254単位) (4) 定員61人以上80人以下 (一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (638単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (535単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (435単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (368単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (320単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (268単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (248単位) (5) 定員81人以上 (一) 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 (633単位) (二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (529単位) (三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (421単位) (四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (345単位) (五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (219単位) (六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (259単位) (七) 就職後6月以上定着率が0の場合 (240単位)	×965/1,000	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。									
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき15単位を加算) (1日につき10単位を加算) (1日につき6単位を加算)							
就労支援関係研修修了加算		(1日につき6単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)							
初期加算		(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)							
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 ロ 1時間以上	(1回につき187単位を加算) (1回につき280単位を加算)							
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1回につき94単位を加算)							
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき32単位を加算) (1日につき63単位を加算) (1日につき125単位を加算) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) (1日につき500単位を加算) (1日につき100単位を加算)				注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合			
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)							
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)							
移行準備支援体制加算		(1日につき41単位を加算)							
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき21単位を加算) (片道につき10単位を加算)			注 同一地域内の場合 ×70/100				
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算) (1日につき250単位を加算)			注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位				
運動訓練加算		(1日につき800単位を加算)							
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)							
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)							
支援計画会議実施加算		(1回につき583単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位数×64/1,000) (1月につき 所定単位数×47/1,000) (1月につき 所定単位数×26/1,000) (1月につき 十八の90/100) (1月につき 十八の90/100)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能			
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき 所定単位数×9/1,000)				注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能			
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位数×17/1,000) (1月につき 所定単位数×15/1,000)				注 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計			

# ○就労継続支援A型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注			
		地方公共団体 が設置する 指定就労継続支援A型事業 所等の場合	利用者の数 が利用定員を 超える場合 又は 職業指導員 又は生活支 援員の員数 が基準に満た ない場合	サービス管理 責任者の員 数が基準に 満たない場合	就労継続支 援A型計画等 が作成されて いない場合	自己評価未 公表減算	身体拘束係 止未実施減 算		
イ 就労継続支援 A型サービス費 (Ⅰ) (7.5.1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (724単位)	×965/1,000	×70/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (692単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (676単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (655単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (527単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (413単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (319単位)							
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (643単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (615単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (601単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (583単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (468単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (367単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (282単位)							
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (605単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (578単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (565単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (547単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (439単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (344単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (265単位)							
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (593単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (568単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (555単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (536単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (432単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (338単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (260単位)							
(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (574単位)								
	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (547単位)								
	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (534単位)								
	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (518単位)								
	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (416単位)								
	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (327単位)								
	(七) 評価点が60点未満の場合 (252単位)								
ロ 就労継続支援 A型サービス費 (Ⅱ) (10.1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (660単位)	×965/1,000	×70/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×85/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (630単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (616単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (597単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (480単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (376単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (290単位)							
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (588単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (563単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (549単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (532単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (426単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (335単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (258単位)							
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (546単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (522単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (510単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (494単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (397単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (312単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (240単位)							
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (535単位)							
		(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (511単位)							
		(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (499単位)							
		(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (484単位)							
		(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (388単位)							
		(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (305単位)							
		(七) 評価点が60点未満の場合 (235単位)							
(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (516単位)								
	(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (493単位)								
	(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (482単位)								
	(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (467単位)								
	(五) 評価点が80点以上105点未満の場合 (375単位)								
	(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (295単位)								
	(七) 評価点が60点未満の場合 (226単位)								

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)	(1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき56単位を加算) (1日につき50単位を加算) (1日につき47単位を加算) (1日につき46単位を加算) (1日につき45単位を加算)	(1) 定員20人以下 (1日につき56単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき50単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき47単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき46単位を加算)
		(5) 定員81人以上 (1日につき45単位を加算)
ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき28単位を加算) (1日につき25単位を加算) (1日につき24単位を加算) (1日につき23単位を加算) (1日につき22単位を加算)	イ 重度者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき28単位を加算) (1日につき25単位を加算) (1日につき24単位を加算) (1日につき23単位を加算) (1日につき22単位を加算)	(1) 定員20人以下 (1日につき28単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下 (1日につき25単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下 (1日につき24単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下 (1日につき23単位を加算)
		(5) 定員81人以上 (1日につき22単位を加算)

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき187単位を加算)
	(2)1時間以上 (1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) (7.5:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき93単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき87単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき80単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき73単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき65単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき57単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき50単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき49単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき45単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき41単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき37単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき32単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき27単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき23単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき35単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき32単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき28単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき25単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき21単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき17単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき14単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき27単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき25単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき21単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき19単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき10単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき22単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき20単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき17単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき11単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき9単位を加算)
就労移行支援体制加算(Ⅱ)	ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) (10:1)	(1) 定員20人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき90単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき84単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき77単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき70単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき62単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき54単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき47単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき48単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき44単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき40単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき36単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき31単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき28単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき22単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき34単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき31単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき27単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき24単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき20単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき27単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき25単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき21単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき19単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき13単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき10単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(一) 評価点が170点以上の場合 (1日につき21単位を加算)
			(二) 評価点が150点以上170点未満の場合 (1日につき19単位を加算)
			(三) 評価点が130点以上150点未満の場合 (1日につき16単位を加算)
			(四) 評価点が105点以上130点未満の場合 (1日につき15単位を加算)
			(五) 評価点が90点以上105点未満の場合 (1日につき12単位を加算)
			(六) 評価点が60点以上80点未満の場合 (1日につき10単位を加算)
			(七) 評価点が60点未満の場合 (1日につき7単位を加算)

注1 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 前年度実績には就労継続支援A型事業所への就職は除く

就労移行連携加算	(1回につき1,000単位を加算)
----------	-------------------

資金向上達成指導員配置加算	イ 定員20人以下 (1日につき70単位を加算)
	ロ 定員21人以上40人以下 (1日につき43単位を加算)
	ハ 定員41人以上60人以下 (1日につき28単位を加算)
	ニ 定員61人以上80人以下 (1日につき19単位を加算)
	ホ 定員81人以上 (1日につき15単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者1人 (1日につき800単位を加算)
		(2)利用者2人 (1日につき500単位を加算)
		(3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合

注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算		(1日につき30単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)	
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)	
在宅時生活支援サービス加算		(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算		(1日につき480単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×57/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×41/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×23/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +ハの90/100)	
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×7/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1,000)	



# ○就労継続支援B型サービス費

		注		注				
基本部分		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超過する場合 又は 職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 又は 就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	身体拘束禁止の実施			
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5.1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(702単位)	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×50/100	利用者全員につき5単位を減算
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(672単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(657単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(643単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(631単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(611単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(590単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(566単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(625単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(598単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(584単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(572単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(551単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(541単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(525単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(504単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(586単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(562単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(549単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(537単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(518単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(508単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(493単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(473単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(576単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(552単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(539単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(527単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(508単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(498単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(484単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(464単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(557単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(533単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(521単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(510単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(491単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(482単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(468単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(448単位)					
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10.1)	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(640単位)	×965/1,000	3月以上連続して減算する場合 ×50/100	5月以上連続して減算する場合 ×50/100	3月以上連続して減算する場合 ×50/100	利用者全員につき5単位を減算
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(613単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(599単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(586単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(565単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(554単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(538単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(516単位)					
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(571単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(547単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(534単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(523単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(504単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(494単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(480単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(461単位)					
	(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(529単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(507単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(495単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(485単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(467単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(458単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(445単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(427単位)					
	(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(519単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(497単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(485単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(475単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(458単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(449単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(436単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(418単位)					
	(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(501単位)					
		(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	(480単位)					
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(468単位)					
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(459単位)					
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(442単位)					
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(434単位)					
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(421単位)					
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(404単位)					
ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ) (7.5.1)	(1) 定員20人以下	(556単位)						
	(2) 定員21人以上40人以下	(494単位)						
	(3) 定員41人以上60人以下	(463単位)						
	(4) 定員61人以上80人以下	(454単位)						
	(5) 定員81人以上	(438単位)						
ニ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ) (10.1)	(1) 定員20人以下	(506単位)						
	(2) 定員21人以上40人以下	(451単位)						
	(3) 定員41人以上60人以下	(417単位)						
	(4) 定員61人以上80人以下	(408単位)						
	(5) 定員81人以上	(394単位)						
ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費		( - )						

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき6単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
------------------	----------------

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) <small>(障害者自立支援法第11条第2項第1号の2)</small>	(1) 定員20人以下	(1日につき56単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき50単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき47単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき46単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(1日につき45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) <small>(障害者自立支援法第11条第2項第2号)</small>	(1) 定員20人以下	(1日につき28単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき25単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき24単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき23単位を加算)
		(5) 定員81人以上	(1日につき22単位を加算)

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)
------	---------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1) 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	(2) 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき94単位を加算)
-----------------	----------------

就労移行支援体制加算	イ 就労移行支援体制加算(Ⅰ) <small>(7.5:1)</small>	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき93単位を加算)
			(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき86単位を加算)
			(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき79単位を加算)
			(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき72単位を加算)
			(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき65単位を加算)
			(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき58単位を加算)
			(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき51単位を加算)
			(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき44単位を加算)
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき49単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき44単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき40単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき36単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき32単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき28単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき23単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき22単位を加算)	
(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき35単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき31単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき28単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき14単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき9単位を加算)		
(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき22単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき15単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき11単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき8単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき7単位を加算)		
ロ 就労移行支援体制加算(Ⅱ) <small>(10:1)</small>	(1) 定員20人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき90単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき83単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき76単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき69単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき62単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき55単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき48単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき45単位を加算)	
	(2) 定員21人以上40人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき48単位を加算)	
		(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき43単位を加算)	
		(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき39単位を加算)	
		(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき35単位を加算)	
		(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき31単位を加算)	
		(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき27単位を加算)	
		(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき22単位を加算)	
		(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき21単位を加算)	
(3) 定員41人以上60人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき34単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき30単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき23単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき20単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき17単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
(4) 定員61人以上80人以下	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき27単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき24単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき18単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき13単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき9単位を加算)		
(5) 定員81人以上	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	(1日につき21単位を加算)		
	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	(1日につき19単位を加算)		
	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	(1日につき16単位を加算)		
	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	(1日につき14単位を加算)		
	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	(1日につき12単位を加算)		
	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	(1日につき10単位を加算)		
	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	(1日につき7単位を加算)		
	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	(1日につき6単位を加算)		

注1 イ又はロについて、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、平均工賃月額に応じた所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注2 ハ又はニについて、就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において、就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数を乗じた単位数を加算

注3 前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く

ハ 就労移行支援体制加算(Ⅲ) (7.5-1)	(1) 定員20人以下	(1日につき42単位を加算)		
	(2) 定員21人以上40人以下	(1日につき18単位を加算)		
	(3) 定員41人以上60人以下	(1日につき10単位を加算)		
	(4) 定員61人以上80人以下	(1日につき7単位を加算)		
	(5) 定員81人以上	(1日につき6単位を加算)		
	ニ 就労移行支援体制加算(Ⅳ) (10-1)	(1) 定員20人以下		(1日につき39単位を加算)
		(2) 定員21人以上40人以下		(1日につき17単位を加算)
		(3) 定員41人以上60人以下		(1日につき9単位を加算)
		(4) 定員61人以上80人以下		(1日につき7単位を加算)
		(5) 定員81人以上		(1日につき5単位を加算)
就労移行連携加算			(1回につき1,000単位を加算)	
目標工賃達成指導員配置加算	イ 定員20人以下	(1日につき89単位を加算)		
	ロ 定員21人以上40人以下	(1日につき80単位を加算)		
	ハ 定員41人以上60人以下	(1日につき75単位を加算)		
	ニ 定員61人以上80人以下	(1日につき74単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)		
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)		
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算)		
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)		
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)			(1回につき150単位を加算)	
食事提供体制加算			(1日につき30単位を加算)	
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき21単位を加算)	注 同一敷地内の場合 ×70/100	
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき10単位を加算)		
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位	
	ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)		
在宅時生活支援サービス加算			(1日につき300単位を加算)	
社会生活支援特別加算			(1日につき480単位を加算)	
地域協働加算			(1日につき30単位を加算)	
ピアサポート実施加算			(1月につき100単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×54/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×40/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×22/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十八の90/100)		
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十八の80/100)		
福祉・介護職員処遇改善特別加算			(1月につき 所定単位×7/1,000)	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×17/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×15/1,000)		

# ○就労定着支援サービス費

基本部分	
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき3,449単位) (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき3,285単位) (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,710単位) (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき2,176単位) (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,642単位) (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,395単位) (7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき1,046単位)
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,759単位) (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,628単位) (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,168単位) (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,741単位) (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,314単位) (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,117単位) (7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき837単位)
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,587単位) (2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,463単位) (3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,032単位) (4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,632単位) (5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,232単位) (6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,047単位) (7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき785単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。	
定着支援連携促進加算 (1回につき579単位を加算)	
初期加算 (1月につき900単位を加算)	
就労定着実績体制加算 (1月につき300単位を加算)	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 (1月につき120単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1月につき150単位を加算)	

注			
就労定着支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算
減算が適用される月から2月目まで × 70/100	減算が適用される月から4月目まで × 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100	+240単位
3月以上連続して減算の場合 × 50/100	5月以上連続して減算の場合 × 50/100	3月以上連続して減算の場合 × 50/100	

# ○自立生活援助サービス費

基本部分			注			注
			サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立生活援助計画が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	特別地域加算
イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,558単位)	減算が適用される月から4月目まで ×70/100  5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100  3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	+230単位
	(2) 30:1以上	(1月につき1,090単位)				
ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 30:1未満	(1月につき1,166単位)				
	(2) 30:1以上	(1月につき817単位)				
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1月につき450単位を加算)				
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1月につき300単位を加算)				
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1月につき180単位を加算)				
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)				
初回加算		(1月につき500単位を加算)				
同行支援加算	イ 2回以下	(1月につき500単位を加算)				
	ロ 3回	(1月につき750単位を加算)				
	ハ 4回以上	(1月につき1,000単位を加算)				
緊急時支援加算	イ 緊急時支援加算(Ⅰ)	(1日につき711単位を加算)				注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 緊急時支援加算(Ⅱ)	(1日につき94単位を加算)				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)				
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)		(1回につき100単位を加算)				
居住支援連携体制加算		(1月につき35単位を加算)				
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)		(1回につき500単位を加算)				

# ○共同生活援助サービス費

基本部分		注		注			注																											
		大規模住居等 減算	注	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束禁止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合																										
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	(667単位)	人居定員が8人以上 ×95/100  人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居(「シェアード型住居を含む」)の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(552単位)																																
	(3) 区分4	(471単位)																																
	(4) 区分3	(381単位)																																
	(5) 区分2	(292単位)																																
	(6) 区分1以下	(243単位)																																
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	(616単位)	人居定員が8人以上 ×95/100  人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居(「シェアード型住居を含む」)の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(500単位)																																
	(3) 区分4	(421単位)																																
	(4) 区分3	(331単位)																																
	(5) 区分2	(243単位)																																
	(6) 区分1以下	(198単位)																																
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	(563単位)	人居定員が8人以上 ×95/100  人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居(「シェアード型住居を含む」)の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(467単位)																																
	(3) 区分4	(387単位)																																
	(4) 区分3	(298単位)																																
	(5) 区分2	(209単位)																																
	(6) 区分1以下	(170単位)																																
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(697単位)	人居定員が8人以上 ×95/100  人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居(「シェアード型住居を含む」)の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(582単位)																																
	(3) 区分4	(501単位)																																
	(4) 区分3	(411単位)																																
	(5) 区分2	(322単位)																																
	(6) 区分1以下	(272単位)																																
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(444単位)	人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																										
		(二) 区分5	(398単位)																															
		(三) 区分4	(364単位)																															
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(393単位)						人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																					
		(二) 区分5	(346単位)																															
		(三) 区分4	(314単位)																															
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(399単位)											人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																
		(二) 区分5	(313単位)																															
		(三) 区分4	(281単位)																															
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	(1,105単位)	人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(2) 区分5	(989単位)																																
	(3) 区分4	(907単位)																																
	(4) 区分3	(850単位)																																
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6						(1,021単位)	人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																					
		(2) 区分5						(904単位)																										
		(3) 区分4						(822単位)																										
		(4) 区分3						(774単位)																										
	ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6						(969単位)						人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																
		(2) 区分5						(852単位)																										
		(3) 区分4						(770単位)																										
		(4) 区分3						(528単位)																										
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6						(1,135単位)											人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算											
		(2) 区分5						(1,019単位)																										
		(3) 区分4						(937単位)																										
		(4) 区分3						(877単位)																										
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1) 世話人配置3:1の場合						(一) 区分6																(910単位)	人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算					
								(二) 区分5																(793単位)										
								(三) 区分4																(712単位)										
								(四) 区分3																(583単位)										
								(五) 区分2																(414単位)										
								(六) 区分1以下																(360単位)										
		(2) 世話人配置4:1の場合						(一) 区分6																(826単位)						人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
								(二) 区分5																(709単位)										
(三) 区分4			(627単位)																															
(四) 区分3			(486単位)																															
(五) 区分2			(337単位)																															
(六) 区分1以下			(292単位)																															
(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(774単位)	人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																											
	(二) 区分5	(657単位)																																
	(三) 区分4	(575単位)																																
	(四) 区分3	(440単位)																																
	(五) 区分2	(292単位)																																
	(六) 区分1以下	(252単位)																																
(4) 体験利用の場合	(一) 区分6	(940単位)						人居定員が21人以上 ×93/100  一体的な運営が行われている共同生活性居の人居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算																						
	(二) 区分5	(824単位)																																
	(三) 区分4	(742単位)																																
	(四) 区分3	(590単位)																																
	(五) 区分2	(441単位)																																
	(六) 区分1以下	(387単位)																																

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合

へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6 (698単位)
			(二) 区分5 (651単位)
			(三) 区分4 (617単位)
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6 (612単位)
			(二) 区分5 (566単位)
			(三) 区分4 (533単位)
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6 (561単位)
			(二) 区分5 (515単位)
			(三) 区分4 (482単位)
		(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6 (605単位)
			(二) 区分5 (558単位)
			(三) 区分4 (525単位)
(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6 (520単位)		
	(二) 区分5 (474単位)		
	(三) 区分4 (440単位)		
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6 (469単位)		
	(二) 区分5 (422単位)		
	(三) 区分4 (389単位)		

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。

世話人の員数が基準に満たない場合	外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合
------------------	------------------------------

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) (4:1)	(243単位)
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) (5:1)	(198単位)
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) (6:1)	(170単位)
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) (10:1)	(114単位)
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) (体験利用)	(272単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。

入居定員が8人以上×90/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100	減算が適用される月から4月目まで×70/100	減算が適用される月から2月目まで×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	・受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 98単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位 ニ 所要時間30分から計算して所要時間15分を増すことにより7単位を加算した単位数 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すことにより7単位を加算した単位数
入居定員が21人以上×87/100	3月以上連続して減算の場合×50/100	5月以上連続して減算の場合×50/100	3月以上連続して減算の場合×50/100		

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) (1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II) (1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III) (1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

看護職員配置加算 (1日につき70単位を加算)

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(1)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	一 区分4以上 (1日につき672単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者3人	二 区分3 (1日につき560単位を加算)
			三 区分2以下 (1日につき448単位を加算)
			一 区分4以上 (1日につき448単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者4人	二 区分3 (1日につき373単位を加算)
			三 区分2以下 (1日につき299単位を加算)
			一 区分4以上 (1日につき336単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者5人	二 区分3 (1日につき280単位を加算)
			三 区分2以下 (1日につき224単位を加算)
			一 区分4以上 (1日につき269単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者6人	二 区分3 (1日につき224単位を加算)
			三 区分2以下 (1日につき179単位を加算)
			一 区分4以上 (1日につき224単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者7人	二 区分3 (1日につき187単位を加算)
			三 区分2以下 (1日につき149単位を加算)
			一 区分4以上 (1日につき192単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者8人	二 区分3 (1日につき160単位を加算)
三 区分2以下 (1日につき128単位を加算)			
一 区分4以上 (1日につき168単位を加算)			
(8)夜間支援対象利用者9人	二 区分3 (1日につき140単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき112単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき149単位を加算)		
(9)夜間支援対象利用者10人	二 区分3 (1日につき124単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき99単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき135単位を加算)		
(10)夜間支援対象利用者11人	二 区分3 (1日につき110単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき89単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき122単位を加算)		
(11)夜間支援対象利用者12人	二 区分3 (1日につき102単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき81単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき112単位を加算)		
(12)夜間支援対象利用者13人	二 区分3 (1日につき93単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき75単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき103単位を加算)		
(13)夜間支援対象利用者14人	二 区分3 (1日につき88単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき69単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき96単位を加算)		
(14)夜間支援対象利用者15人	二 区分3 (1日につき80単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき64単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき90単位を加算)		
(15)夜間支援対象利用者16人	二 区分3 (1日につき75単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき60単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき84単位を加算)		
(16)夜間支援対象利用者17人	二 区分3 (1日につき70単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき56単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき79単位を加算)		
(17)夜間支援対象利用者18人	二 区分3 (1日につき66単位を加算)		
	三 区分2以下 (1日につき53単位を加算)		
	一 区分4以上 (1日につき75単位を加算)		

(18)夜間支援対象利用者19人	一区分4以上	(1日につき71単位を加算)	
	二区分3	(1日につき59単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき47単位を加算)	
(19)夜間支援対象利用者20人	一区分4以上	(1日につき67単位を加算)	
	二区分3	(1日につき56単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき45単位を加算)	
(20)夜間支援対象利用者21人	一区分4以上	(1日につき64単位を加算)	
	二区分3	(1日につき53単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき43単位を加算)	
(21)夜間支援対象利用者22人	一区分4以上	(1日につき61単位を加算)	
	二区分3	(1日につき51単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき41単位を加算)	
(22)夜間支援対象利用者23人	一区分4以上	(1日につき58単位を加算)	
	二区分3	(1日につき48単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき39単位を加算)	
(23)夜間支援対象利用者24人	一区分4以上	(1日につき56単位を加算)	
	二区分3	(1日につき47単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき37単位を加算)	
(24)夜間支援対象利用者25人	一区分4以上	(1日につき54単位を加算)	
	二区分3	(1日につき45単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき36単位を加算)	
(25)夜間支援対象利用者26人	一区分4以上	(1日につき51単位を加算)	
	二区分3	(1日につき43単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき34単位を加算)	
(26)夜間支援対象利用者27人	一区分4以上	(1日につき50単位を加算)	
	二区分3	(1日につき42単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき33単位を加算)	
(27)夜間支援対象利用者28人	一区分4以上	(1日につき48単位を加算)	
	二区分3	(1日につき40単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき32単位を加算)	
(28)夜間支援対象利用者29人	一区分4以上	(1日につき46単位を加算)	
	二区分3	(1日につき38単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき31単位を加算)	
(29)夜間支援対象利用者30人	一区分4以上	(1日につき45単位を加算)	
	二区分3	(1日につき38単位を加算)	
	三区分2以下	(1日につき30単位を加算)	
ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)	
	(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)	
	(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)	
	(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)	
	(5)夜間支援対象利用者8人	(1日につき56単位を加算)	
	(6)夜間支援対象利用者9人	(1日につき50単位を加算)	
	(7)夜間支援対象利用者10人	(1日につき45単位を加算)	
	(8)夜間支援対象利用者11人	(1日につき40単位を加算)	
	(9)夜間支援対象利用者12人	(1日につき37単位を加算)	
	(10)夜間支援対象利用者13人	(1日につき34単位を加算)	
	(11)夜間支援対象利用者14人	(1日につき32単位を加算)	
	(12)夜間支援対象利用者15人	(1日につき30単位を加算)	
	(13)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)	
	(14)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)	
	(15)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)	
	(16)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)	
	(17)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)	
	(18)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)	
	(19)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)	
	(20)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)	
	(21)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)	
	(22)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)	
	(23)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)	
	(24)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)	
	(25)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)	
	(26)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)	
	(27)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)	
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)	
	ニ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を加算)
(3)夜間支援対象利用者17人		(1日につき50単位を加算)	
(4)夜間支援対象利用者18人		(1日につき50単位を加算)	
(5)夜間支援対象利用者19人		(1日につき47単位を加算)	
(6)夜間支援対象利用者20人		(1日につき45単位を加算)	
(7)夜間支援対象利用者21人		(1日につき43単位を加算)	
(8)夜間支援対象利用者22人		(1日につき41単位を加算)	
(9)夜間支援対象利用者23人		(1日につき39単位を加算)	
(10)夜間支援対象利用者24人		(1日につき37単位を加算)	
(11)夜間支援対象利用者25人		(1日につき36単位を加算)	
(12)夜間支援対象利用者26人		(1日につき34単位を加算)	
(13)夜間支援対象利用者27人		(1日につき33単位を加算)	
(14)夜間支援対象利用者28人		(1日につき32単位を加算)	
(15)夜間支援対象利用者29人		(1日につき31単位を加算)	
(16)夜間支援対象利用者30人		(1日につき30単位を加算)	
ホ 夜間支援等体制加算(Ⅴ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)	
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)	
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)	
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)	
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)	
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)	
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)	
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)	
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)	
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)	

注 夜間支援等体制加算(1)が算定されている場合のみ算定可能



		(11)夜間支援対象利用者25人 (1日につき18単位を加算)	
		(12)夜間支援対象利用者26人 (1日につき17単位を加算)	
		(13)夜間支援対象利用者27人 (1日につき16単位を加算)	
		(14)夜間支援対象利用者28人 (1日につき16単位を加算)	
		(15)夜間支援対象利用者29人 (1日につき15単位を加算)	
		(16)夜間支援対象利用者30人 (1日につき15単位を加算)	
	へ 夜間支援等特別加算(VI)	(1)夜間支援対象利用者15人以下 (1日につき30単位を加算)	
		(2)夜間支援対象利用者16人 (1日につき28単位を加算)	
		(3)夜間支援対象利用者17人 (1日につき26単位を加算)	
		(4)夜間支援対象利用者18人 (1日につき25単位を加算)	
		(5)夜間支援対象利用者19人 (1日につき23単位を加算)	
		(6)夜間支援対象利用者20人 (1日につき22単位を加算)	
		(7)夜間支援対象利用者21人 (1日につき21単位を加算)	
		(8)夜間支援対象利用者22人 (1日につき20単位を加算)	
		(9)夜間支援対象利用者23人 (1日につき19単位を加算)	
		(10)夜間支援対象利用者24人 (1日につき18単位を加算)	
		(11)夜間支援対象利用者25人 (1日につき18単位を加算)	
		(12)夜間支援対象利用者26人 (1日につき17単位を加算)	
		(13)夜間支援対象利用者27人 (1日につき16単位を加算)	
		(14)夜間支援対象利用者28人 (1日につき16単位を加算)	
		(15)夜間支援対象利用者29人 (1日につき15単位を加算)	
		(16)夜間支援対象利用者30人 (1日につき15単位を加算)	
	夜勤職員加配加算	(1日につき149単位を加算)	
	重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき360単位を加算)	
		ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき180単位を加算)	
	医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)	
	日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ) (1)日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算) (2)日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算)	
		ロ 日中支援加算(Ⅱ) (1)日中支援対象利用者1人 (一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算) (2)日中支援対象利用者2人以上 (一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)	
	自立生活支援加算	(入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)	
	入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が9日以上7日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)	
	療養時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が9日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)	
	長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算) ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき150単位を加算) ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)	
	長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算) ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算) ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)	
	地域生活移行別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)	
	精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)	
	強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)	
	強度行動障害者体験利用加算	(1日につき400単位を加算)	
	医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき63単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき600単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が9人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算) ト 医療連携体制加算(Ⅶ) (1日につき39単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
	通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)	
	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×86/1,000) (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×86/1,000) (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×150/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×83/1,000) (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×83/1,000) (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×110/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×35/1,000) (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×35/1,000) (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×61/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 十八(1)の90/100) (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 十八(2)の90/100) (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 十八(3)の90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 十八(1)の90/100) (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 十八(2)の90/100) (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 十八(3)の90/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×10/1,000) (2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×10/1,000) (3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき 所定単位×23/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×19/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×16/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

# 就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

**現行**

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5:1、定員20人以下の場合の単位

**見直し後**

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。


評価指標	判定スコア
<b>I.労働時間</b> 1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
<b>II.生産活動</b> 前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
<b>III.多様な働き方</b> 利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
<b>IV.支援力向上</b> 職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
<b>V.地域連携活動</b> 地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5:1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務つける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

## （参考）就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア式について

	評価指標	判定スコア
<b>I.労働時間</b>	<b>1日の平均労働時間により評価</b> 7時間以上 : 80点    4時間以上4時間30分未満 : 40点 6時間以上7時間未満 : 70点    3時間以上4時間未満 : 30点 5時間以上6時間未満 : 55点    2時間以上3時間未満 : 20点 4時間30分以上5時間未満 : 45点    2時間未満 : 5点	5～80点 で評価
<b>II.生産活動</b>	<b>前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価</b> 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点 前年度の前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 25点 前年度の前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 5点	5～40点 で評価
<b>III.多様な働き方</b>	<b>利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価</b> 以下、任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により、当該制度を活用した実績があった場合に評価値を各2（実績がない場合は1）として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること : 35点    6以上であること : 25点    1以上であること : 15点 ①免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の動向に関する事項 ②当該就労継続支援 A 型事業所の利用者、職員（利用者を除く）としての登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③在宅勤務に係る労働条件及び勤務規律に関する事項 ④フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧従業員が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項	0～35点 で評価
<b>IV.支援力向上</b>	<b>職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価</b> 以下、任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて評価値として各1～2として評価（最少0～最大10）した上で、以下3段階の評価。 8以上であること : 35点    6以上であること : 25点    1以上であること : 15点 <評価点案> ①職員（職業指導員等）の半数以上参加:2点/1名以上参加:1点、②4回以上の実施:2点/1回:1点 ③障害者への参加及び実習等の受け入れ:2点/実習等への参加又は実習等の受け入れ:1点、④～⑧当該項目に該当する場合:2点 ①職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ②外部研修会等への講師派遣、学会等での発表又は実践報告の実施状況 ③障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出席、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況	0～35点 で評価
<b>V.地域連携活動</b>	<b>地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価</b> 前年度において、地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域で働く場の確保等地域と連携した事業や取組を実施した場合に、当該活動の内容及び連携先である企業等の意見又は評価を記録した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。1事例以上ある場合 : 10点	0～10点 で評価

# 就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

**現行**

● 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和2年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

**見直し後**

**基本報酬の報酬体系の類型化**

● 「平均工賃月額」に応じた報酬体系 (※)

- 高工賃を実現している事業所を更に評価
- よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

● 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

**新たな加算の創設**

- 【地域協働加算】（新設） **30単位/日**  
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。
- 【ピアサポート実施加算】（新設） **100単位/月**  
就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（新設）

地域協働加算（新設）  
ピアサポート実施加算（新設）

加算

# 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用に係る要件の緩和

	現行 (※1)	
	離島等以外	離島等
利用者	・通所利用が困難で、 ・在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した場合	(同左)
事業運営等	・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出	(同左)
	① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保 ② 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応 ③ 緊急時の対応 ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保 ⑤ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行う ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない	(①～④、⑦は同左)
		⑤' 訪問又は通所による評価を、電話・PC等による評価等に代替可 ⑥' 利用者の通所による評価を、事業所職員による訪問による評価も可
その他		

令和3年4月以降 (※2)
・在宅でのサービス利用を希望する者であって、 ・在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した場合
<p><b>現行の取扱いと同様</b></p> <p>・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出</p>
<p><b>現行の「離島等」の取扱いと同様</b></p>
<p><b>在宅と通所を組み合わせた支援可</b></p>

※1 平成30年4月10日付障発0410第1号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」の一部改正について  
 ※2 在宅における質の高い支援につなげるため令和3年3月末までに「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス提供に当たって留意すべきポイントをまとめた資料（ガイドライン）」を发出予定（令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者の多様な働き方と支援の実態に関する調査研究」）

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえた今後の実績算定の取扱いについて

【令和3年度にかかる報酬の取扱い】 ※ 令和4年度以降にかかる報酬の取扱いについては改めて検討

サービス	現行の取扱い	令和3年4月以降の見直し内容	柔軟な取扱い
就労移行支援	前年度の就労定着率の実績を踏まえて評価	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	①「令和元年度～令和2年度」 ②「平成30年度～令和元年度」 いずれかの就労定着率の実績で評価
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価		①「平成30年度～令和元年度（2年間）」 ②「平成30年度～令和2年度（3年間）」 いずれかの支援期間の就労定着率の実績を用いて算出
就労継続支援A型	前年度の1日の平均労働時間の実績を踏まえて評価	次の5つの評価項目における前年度（又は前年度及び前々年度）の実績を踏まえて評価 Ⅰ.1日の平均労働時間 Ⅱ.生産活動収支の状況 Ⅲ.多様な働き方に係る制度整備及び実施 Ⅳ.安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組 Ⅴ.地域連携活動の実施状況	・「Ⅰ.1日の平均労働時間」については、次のいずれかの実績を用いて算出 ①「平成30年度」 ②「令和元年度」 ③「令和2年度」 ・「Ⅱ.生産活動収支の状況」については、前年度を「令和元年度」（前々年度）に置き換えた実績で評価することも可（その場合、前々年度は「平成30年度」（前々々年度）を用いる） ・それ以外の項目は、令和2年度実績で評価（「Ⅲ.多様な働き方に係る制度整備」の状況は、令和3年4月1日時点の状況）。
就労継続支援B型	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価		①「平成30年度」 ②「令和元年度」 ③「令和2年度」 いずれかの平均工賃月額の実績で評価  ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合

## 関連資料2

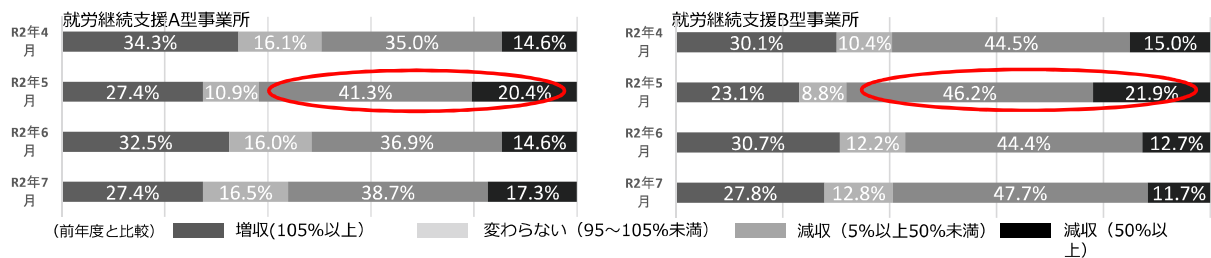
第100回社会保障審議会障害者部会  
(令和2年8月28日)資料2(抜粋)

## 直近の就労継続支援事業所における生産活動の状況

- 新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、就労継続支援A型・B型事業所における生産活動の状況は、  
① 生産活動収入は、A型・B型ともに5月が最も落ち込んでおり、直近7月においても約6割が減収。  
② 賃金・工賃は、前年同月と比較し、A型では5月を除き前年以上、B型では9割以上の水準の支払いで推移。  
③ 今後の見通しとしては、A型では約5割、B型では約6割の事業所が「全く見通しが立たないまま」と回答。

注) 調査結果は調査期間終了時点(8月24日(月)17:00)の速報値であり現在精査中

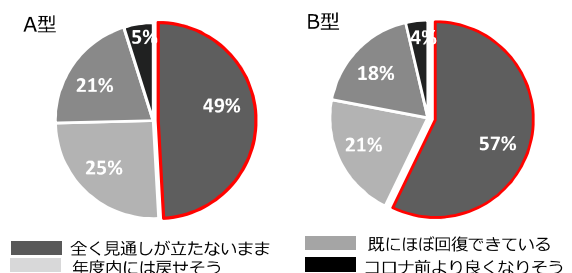
### ① 生産活動収入の状況(前年度同月比較)



### ② 平均月額賃金・工賃の状況(前年同月比較)

	R1年度	R2年度	増減割合(月)
A型 H30 平均賃金 76,887 円	4月	78,520	103.2%
	5月	80,482	97.8%
	6月	79,302	106.3%
	7月	83,748	101.8%
B型 H30 平均工賃 16,118 円	4月	15,407	92.2%
	5月	14,906	90.6%
	6月	15,785	94.8%
	7月	16,585	93.6%

### ③ 今後の見通し(R2年8月現在)



【令和2年度障害者総合福祉推進事業】「就労系障害福祉サービスにおける就労支援事業会計の管理の実態と会計処理における課題に関する調査研究」における緊急調査(株式会社インサイト)  
調査期間: 令和2年8月7日~24日 回答数: 就労継続支援A型760事業所 就労継続支援B型3,814事業所 調査方法: WEB調査